

カーボンプライシングをめぐる議論の動向

— 温室効果ガスの長期大幅排出削減に向けた論点整理 —

香西 恒希

(環境委員会調査室)

《要旨》

カーボンプライシングは気候変動対策における経済的手法の一種で、理論上、費用効率的な施策とされており、近年、導入する国が増加している。

カーボンプライシングの具体例としては、価格からアプローチする炭素税と温室効果ガス排出量からアプローチする排出量取引制度とがあり、それぞれ実際の導入事例として、我が国の「地球温暖化対策のための税」、EUの「EU-ETS」がある。

現在、我が国ではパリ協定に基づく長期低排出発展戦略の策定が大きな関心事項であるが、環境省は、2050年以降の温室効果ガス大幅排出削減に向けた手段として、一層のカーボンプライシングの導入に前向きであり、同戦略に盛り込みたいとする考えである。一方で、経済界を中心に慎重意見が多い。

今後のカーボンプライシングの導入に向けた検討は、①エネルギー需要の価格弾力性、②排出削減とイノベーションとの関係、③エネルギー政策との関係、④実効炭素税率とカーボンプライスの考え方、⑤カーボンリーケージ、といった事項においてコンセンサスが得られるかが鍵となり、長期低排出発展戦略の策定のためにも、早期に一定の道筋をつける必要がある。

1. カーボンプライシングの動向

(1) カーボンプライシングとは

カーボンプライシングとは、「温室効果ガスの排出」をコストとして認識するために、温室効果ガスの排出量に対し、均一の価格付けを行い、その削減を目指す政策であり、気候変動対策において、理論上最も費用効率的な施策であるとされている。カーボンプライシングの具体例としては、炭素税、排出量取引制度が挙げられる。

また、広義のカーボンプライシングとして、エネルギー諸税、再生可能エネルギー固定価格買取制度、省エネ法等も含まれるとする意見もあるが、これらの施策は必ずしも炭素

含有量に比例したコストの付与になっていない。そこで、本稿では、カーボンプライシングは炭素税及び排出量取引制度を指すこととする。

(2) 国際社会におけるカーボンプライシングの導入状況

国際社会における包括的な気候変動対策が、1992年に採択された国連気候変動枠組条約（以下「条約」という。）により開始された。条約に関する交渉の中で、世界各国が温室効果ガスの排出削減の必要性を強く認識することとなった同時期より、一部の北欧の国々が炭素税を導入したことが、初期のカーボンプライシング¹の導入事例である（図表1参照）。

その後、条約の下での気候変動対策をより実効性をもって推進するために、1997年のCOP3²（日本・京都）において京都議定書が採択された。京都議定書では、温室効果ガスの歴史的排出量や削減能力等を踏まえ、先進国（附属書I国）に対し、温室効果ガスの排出削減の数値目標が設定された。この目標は、法的拘束力を持つものであり、先進国にかかる負担は大きいものであったため、米国等の提案³により、市場メカニズムに基づく温室効果ガスの削減手法（共同実施（JI）⁴、クリーン開発メカニズム（CDM）⁵、国際排出量取引制度⁶）（以下これらの施策を総称して「京都メカニズム」という。）が導入された。

京都メカニズムは、主に国内を対象としたカーボンプライシングではないものの、クレジットの活用を通じて、効率的な温室効果ガス排出削減を目指す考え方は、その後のカーボンプライシングの導入に向けた議論に大きな影響を与えたと考えられる⁷。京都議定書の採択を受け、特に先進国において温室効果ガスの効率的な排出削減手法の検討を模索するようになり、EUでは、2005年に世界初⁸の温室効果ガス排出量取引制度であるEU-ETS⁹が開始された。その後も京都議定書に不参加であった米国内の州政府における排出量取引制度の導入¹⁰、我が国でも東京都による2010年の排出量取引制度の導入のほか2012年

¹ 「カーボンプライシング」の用語は2015年のパリ協定採択の頃から用いられるようになった用語である。それ以前は、単に個別の施策を指して、炭素税、排出量取引制度、カーボンマーケット等と呼ばれていた。本稿では、時期を問わずカーボンプライシングと表記する。

² 国連気候変動枠組条約第3回締約国会議

³ なお、提案国であった米国は2001年に京都議定書への不参加を表明している。

⁴ 先進国（附属書I国）間で、温室効果ガスの排出削減又は吸収増進の事業を実施し、その結果生じた排出削減単位（ERU）を関係国間で移転（又は獲得）することを認める制度。

⁵ 途上国（非附属書I国）が先進国と共同で持続可能な開発を実現し、条約の究極目的に貢献することを助けるとともに、先進国が温室効果ガスの排出削減事業から生じたものとして認証された排出削減量（CER）を獲得することを認める制度。

⁶ 排出枠（割当量）が設定されている先進国（附属書I国）の間で、排出枠の一部の移転（又は獲得）を認める制度。

⁷ その後、各国で設計された排出量取引制度において、ERU及びCERをクレジットとして活用できる仕組みが設けられていることから確認できる。

⁸ 環境分野において初めて導入された排出量取引制度は、自動車の排出ガス規制のため、1982年に米国で導入されたガソリンへの鉛添加に係る取引制度であるとされる。

⁹ 2018年現在で世界最大の温室効果ガス排出量をカバーする排出量取引制度である。なお、2017年に中国が国内排出量取引制度の導入を発表しており、正式な導入は2020年頃とされているが、導入後は、EU-ETSを抜いて、世界最大の温室効果ガス排出量取引制度になる見込みである。

¹⁰ 2008年に北東及び中部大西洋の10州から成る排出量取引制度（RGGI：Regional Greenhouse Gas Initiative）が導入された。

図表 1 世界で導入されているカーボンプライシング

導入時期(年)	導入国、地域	カーボンプライシングの分類	価格 (US\$/tCO ₂ e)	備考
1990	フィンランド	炭素税	77	
1991	スウェーデン	炭素税	139	
1991	ノルウェー	炭素税	64	最大値
1991	ノルウェー	炭素税	4	最小値
1992	デンマーク	炭素税	29	化石燃料に対する課税額
1992	デンマーク	炭素税	25	フロン類に対する課税額
1996	スロベニア	炭素税	21	
2000	エストニア	炭素税	2	
2004	ラトビア	炭素税	6	
2005	EU	排出量取引	16	
2007	カナダ (アルバータ州)	CCIR	23	炭素競争優遇措置
2008	スイス	炭素税	101	
2008	リヒテンシュタイン	炭素税	101	
2008	カナダ (BC州)	炭素税	27	
2008	ニュージーランド	排出量取引	15	
2008	スイス	排出量取引	8	
2009	アメリカ (北東部) (RGGI)	排出量取引	4	
2010	アイスランド	炭素税	36	
2010	アイルランド	炭素税	25	
2010	日本 (東京都)	排出量取引	6	
2011	日本 (埼玉県)	排出量取引	6	
2012	アメリカ (カリフォルニア州)	排出量取引	15	
2012	日本	炭素税	3	
2013	イギリス	CPF	25	Carbon Price Floor (炭素価格に下限を設定)
2013	カナダ (ケベック州)	排出量取引	15	
2013	中国 (北京)	排出量取引	9	パイロット実施
2013	中国 (深セン)	排出量取引	7	パイロット実施
2013	中国 (上海)	排出量取引	6	パイロット実施
2013	中国 (広東省)	排出量取引	2	パイロット実施
2013	中国 (天津)	排出量取引	1	パイロット実施
2014	フランス	炭素税	55	
2014	スペイン	炭素税	25	
2014	中国 (重慶)	排出量取引	4	パイロット実施
2014	メキシコ	炭素税	3	最大値
2014	中国 (湖北省)	排出量取引	2	パイロット実施
2015	韓国	排出量取引	21	
2015	ポルトガル	炭素税	8	
2016	中国 (福建省)	排出量取引	3	パイロット実施
2017	カナダ (アルバータ州)	炭素税	23	
2017	アメリカ (オンタリオ州)	排出量取引	15	
2017	コロンビア	炭素税	6	
2017	チリ	炭素税	5	

(注1) 1 US\$/tCO₂以上のカーボンプライシングを導入している国

(注2) カーボンプライシングの価格は、2018年4月1日の名目価格による。

(注3) 表中の黄色の部分、国ではなく地域単位で導入されているカーボンプライシング

(出所) WORLD BANK GROUP “State and Trends of Carbon Pricing 2018” p.21 等より作成

には地球温暖化対策のための税（以下「温対税」という。）の導入が実現している。

京都議定書の下での排出削減は、先進国の中でも特に温室効果ガスの排出量が多い米国の不参加、削減義務の課されていない開発途上国の温室効果ガス排出量の急増等を背景に、結果として実効性の低いものとなった¹¹。そのため、京都議定書の次期枠組みに関しては、

¹¹ 京都議定書の当初期間は2008年～2012年。その後、COP18（カタール・ドーハ）において2013～2020年を京都議定書第二約束期間とする京都議定書の修正案が採択されたが、我が国は、「京都議定書は世界全体の排出量の27%しかカバーしていない、公平性、実効性に欠ける枠組」として、2013年以降の京都議定書第二約束期間に参加していない。外務省「京都議定書に関する日本の立場」（平22.12）〈<https://www.mofa.go.jp>〉

全ての締約国に適用される枠組みを構築することとなり（ダーバン合意）、開発途上国との間で調整が難航しながらも 2015 年の COP21（フランス・パリ）において、京都議定書の次期枠組みであるパリ協定が採択された。

パリ協定は、初めて気温に言及した長期目標を設定したこと（2℃目標）、全ての国が参加する合意であること、各国に 5 年ごとに削減目標等（NDC）の提出・更新を義務付け、その進捗状況を 5 年ごとに確認することで実効性を保つ仕組みを導入したこと（グローバルストックテイク）等の特色を持ち、歴史的な合意とされており、パリ協定の採択を機にカーボンプライシングの導入を含む全世界での脱炭素化への転換の動きが強まっている。パリ協定の条文自体にはカーボンプライシングの記載はされなかったが、COP21 決定において、「国内政策やカーボンプライシングといった手法を含め、排出削減活動にインセンティブを与えることの重要性を認識」¹²するとされた。また、COP21 の開催期間中に、世界銀行の主導により、炭素価格付けに関する国と企業の協力の促進を目的として、カーボンプライシングリーダーシップ連合（CPLC）が発足した¹³。

こうした動向を背景に、カーボンプライシングの導入に向けた動きが各国で展開されており、2018 年 5 月現在、45 か国、25 地域でカーボンプライシングが導入されている¹⁴。

（3）我が国におけるカーボンプライシングの導入経緯

我が国におけるカーボンプライシング導入の検討は、環境省内での炭素税の具体的な検討や¹⁵、2005年度から自主参加型国内排出量取引制度の実施がなされたが、本格的な立法化に向けた動きは、2009年に成立した民主党政権による。同年 9 月の国連気候変動首脳会合に出席した鳩山総理大臣（当時）は、温室効果ガスの削減目標について、先進国は、率先して排出削減に努める必要があり、我が国も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべきであるとの考えを表明し、中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、1990年比で言えば2020年までに25%削減を目指すとした。こうした目標が実現されるためには、あらゆる政策を総動員することが不可欠¹⁶とし、2010年、温対税、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）¹⁷、国内排出量取引制度、の 3 つの市場メカニズムを用いた施策（地球温暖化対策主要 3 施策）の導入の内容を含む地球温暖化対策基本法案を第174回国会に提出した¹⁸。

p/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/kp_pos_1012.html>（平 30. 8. 20 最終アクセス）

¹² UNFCCC “Decisions adopted by the Conference of the Parties” 2016, p.20<<https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/2015/cop21/eng/10a01.pdf?download>>（平 30. 8. 20 最終アクセス）

¹³ WORLD BANK GROUP “Leaders Unite in Calling for a Price on Carbon Ahead of Paris Climate Talks” October19, 2015<<http://www.worldbank.org/en/news/press-release/2015/10/19/leaders-unite-in-calling-for-a-price-on-carbon-ahead-of-paris-climate-talks>>（平 30. 8. 20 最終アクセス）

¹⁴ WORLD BANK GROUP “State and Trends of Carbon Pricing 2018” p.17

¹⁵ 環境省は、炭素税の導入に向けて、平成 16 年から税制改正要望を行っている。環境省「以前の環境税の具体案」<http://www.env.go.jp/policy/tax/plans/past_plans.html>（平 30. 8. 20 最終アクセス）

¹⁶ 首相官邸「国連気候変動首脳会合における鳩山総理大臣演説」（平 21. 9. 22）<https://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200909/ehat_0922.html>（平 30. 8. 20 最終アクセス）

¹⁷ 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度

¹⁸ 環境省「地球温暖化対策基本法案の概要」<https://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc018/mat01.pdf>（平 30. 8. 20 最終アクセス）

地球温暖化対策基本法案は、環境NGO団体を中心に歓迎する声が多かった一方で、経済界から反対の声も多く聞かれる等、賛否両論がある内容であった。衆議院においては、与党会派の賛成多数で可決し参議院に送付されたが、参議院では、総理交代に伴い審査ができない期間が長かったこともあり、会期終了と同時に審査未了、廃案となった。その後は、2010年7月の参議院議員選挙の結果、参議院において与党会派が少数となる「ねじれ国会」の状態が生じ、第176回国会に同法案が再度提出されるも、結局審議入りされることはなく、2012年の衆議院解散と同時に廃案となった。

同法案の要である地球温暖化対策主要3施策は、2010年12月に、「地球温暖化問題に関する閣僚委員会」¹⁹が決定した「地球温暖化対策の主要3施策について」において、国内排出量取引制度に関しては慎重に検討を行うとされたものの、温対税、FITは導入するとされた。その後、2012年10月より温対税が施行されたことにより、我が国として初めてカーボンプライシングが導入された²⁰。

2018年現在、世界銀行によると、我が国におけるカーボンプライシングとしては温対税のほか、地方公共団体として2010年に導入された東京都の排出量取引制度、2011年に導入された埼玉県の排出量取引制度がカウントされている。

2. 炭素税の概要

炭素税は、温室効果ガスに対し一定の税率を賦課することにより、温室効果ガス排出量を削減する手法である。本来望ましい経済活動水準を実現するための税はピグー税²¹と呼ばれるが、ピグー税の実施に際しては、税額を算定する基礎として、温室効果ガスの排出に伴う社会全体のコストや便益等を数量的に把握する必要があるため、政策立案者が排出削減目標を設定し、その実現を目指して税率を設定・調節するボーモル＝オーツ税の考え方がしばしば代替案として提示される。したがって、現実社会で用いられる炭素税はボーモル＝オーツ税の考え方がより反映されていると考えられる。

(1) 炭素税のメリット

炭素税の主要なメリットとしては、税収を活用することで、一層の温室効果ガスの排出削減に寄与することができる点が挙げられる。炭素税の導入による温室効果ガス排出コストの可視化に伴い、温室効果ガスが削減されることは価格効果と呼ばれるが、これに加え、炭素税の財源を用いて温室効果ガス排出抑制事業を行う場合、価格効果のみの場合と比べ一層の温室効果ガスの排出抑制がなされることになり、この効果は財源効果と呼ばれる²²。

¹⁹ 民主党政権において、地球環境問題への対策を議論するために、総理大臣をトップに閣僚レベルを構成員として省庁横断的に設けられた委員会

²⁰ なお、FITは2012年7月から導入されている。

²¹ ピグー税及びボーモル＝オーツ税が導入されると全ての経済主体の温室効果ガス限界削減費用が均等になるため、理論上、最小のコストで温室効果ガス削減を達成できる。詳細は、細田衛士・横山彰『環境経済学』（有斐閣、2007年）参照。

²² 炭素税等の税収を所得税や法人税の減税等に活用するという考えもある。日引聡、有村俊秀『入門 環境経済学』（中公新書、2002年）193頁参照。なお、炭素税の賦課が、価格効果のみならず財源効果ももたらすことは、「二重の配当」と呼ばれる。

一般に炭素税の導入は、経済主体に大きな負担を求めるものであるが、財源効果を利用することにより、排出削減目標を本来必要な税率よりも低い税率で達成できる。

そのほか、炭素税は、導入の段階で税率が決定されるため、経済主体としても長期的な行動計画が立てやすいほか、既存の税制を利用すれば、比較的行政コストをかけずに導入をすることが可能といった点等がメリットとして挙げられる。

(2) 炭素税のデメリット

炭素税のデメリットとしては、排出削減量が不確実な点が挙げられる。このため、設定した税率による炭素税の効果が、想定していた温室効果ガスの排出削減量よりも過小となることがあり得る。

また、温室効果ガスの排出活動主体の需要が価格に対して、非弾力的である場合²³、価格効果がほとんどない状態になる。この場合、無理に価格効果を生じさせようとする、高い税率を課さなければならないため、経済界の負担、さらには転嫁された場合には国民負担が非常に大きなものになる。

(3) 事例（地球温暖化対策のための税）

ア 制度の概要

温対税は、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする形で、2012年10月から導入されており、原油等原材料の輸入時点である上流段階で課せられる²⁴。導入に当たっては、できる限り経済への影響を緩和するため、税率を3年半かけて、3段階に分けて引き上げられており、2016年4月から最終段階としてCO₂排出量1トン当たり、289円の税率が設定されている。また、特に産業に大きな打撃を被ることが想定される等の分野に対しては免税・還付措置²⁵が適用される。

温対税による税収は、毎年度国の一般会計に収納された後、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に繰り入れられ、エネルギー需給構造高度化対策費²⁶として支出される。その中でも、温対税の税収は、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策に活用されることとされており、2016（平成28）年度以降の平年度の税収は、約2,623億円と見込

²³ 需要の価格弾力性とは、価格の上昇率に対し、製品需要がどの程度変化するかを示す値である。

$E_d = -\Delta D / \Delta P \cdot P / D$ （ E_d ：需要の価格弾力性、 D ：製品需要、 P ：価格、 Δ ：変化量）

通常、価格が上昇すると製品の需要は、減少すると考えるが、代替不可能な製品の場合は、需要の減少がほとんどない（若しくはない）と考えられる。このような状態のとき、需要が非弾力的とされる。また、完全に非弾力的な場合は、いくら税率を高く設定しても、価格効果による排出削減の効果は全くなくなる。

²⁴ なお、炭素税の中には、英国の「気候変動税」のように、家計等の下流段階で課税するものもある。

²⁵ 2018年現在、①輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、②輸入特定石炭、③沖縄発電用特定石炭等、④輸入・国産農林漁業用A重油、⑤国産石油アスファルト等、⑥課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス、において、免税・還付措置が適用されている。環境省「地球温暖化対策のための税の導入」〈<http://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>〉（平30.8.20最終アクセス）

²⁶ 詳細は、山口秀樹「エネルギー対策特別会計の動向と課題-特定財源の使われ方について-」『立法と調査』No. 382（平28.11.1）参照

まれている²⁷。

イ 評価

温対税は、世界銀行によると 2018 年現在、世界で 2 番目に温室効果ガスの排出量をカバーしているカーボンプライシング²⁸とされ、また、温対税による追加的な家計負担については、現在のエネルギー使用量などをベースにした単純試算によれば、平均的な世帯で月 100 円程度、年 1,200 円程度と見込まれるとされている²⁹。これらのデータを踏まえると、温対税は、多くの温室効果ガス排出量に対して、比較的低水準で課税されていると評価することができる。

環境省が公表している試算結果によると³⁰、2030 年に、242 万トンの CO₂削減の価格効果、5,166 万トンの CO₂削減の財源効果があるとされている。この削減量は、2013（平成 25）年度の我が国における温室効果ガス排出量の 4.4%に相当する。一方で、炭素税の本来的な役割である価格効果に着目すると全体の 0.2%ほどであり、家計負担と見合った価格効果かどうかは議論の余地がある。

また、財源効果に関しても、現在、温対税による税収が繰り入れられ、支出されるエネルギー需給構造高度化対策費には相当程度の不用額³¹があることから、財源効果の検証作業も必要になってくると考えられる。

3. 排出量取引制度の概要

排出量取引制度は、排出主体に対し排出の上限である排出枠を設定し、排出主体が市場で排出枠を取引することを認める制度であり、具体的には、最初に政府が全体の排出量の上限（キャップ）を設定し、その上で各排出主体に排出枠を割り当て、各排出主体同士で排出枠の取引（トレード）を行うキャップ・アンド・トレード方式と、温室効果ガスの削減事業を行った場合に、事業がなかった場合を比べ、その差分をクレジットとして取引するベースライン・アンド・クレジット方式がある。本稿では、相対的に多くの国で導入されているキャップ・アンド・トレード方式に絞って解説する。

キャップ・アンド・トレード方式における対象企業への排出枠の配分方法には、特定期間における排出主体の排出実績を基にして配分するグランドファザリング方式等の無償配分と、公開入札によって排出枠を配分するオークション等の有償配分の 2 つがある。有償配分の場合、政府にオークションによる収入が入ってくる。

²⁷ 環境省「地球温暖化対策のための税の導入」参照

²⁸ WORLD BANK GROUP “State and Trends of Carbon Pricing 2018” p. 20

²⁹ 前掲注 27 参照

³⁰ 「地球温暖化対策のための税による環境効果の分析について」環境省税制全体のグリーン化推進検討委員会（平成 28 年度第 4 回）（平 29. 1. 13）配付資料

³¹ 平成 28 年度特別会計決算書によると「不用額を生じたのは、事業規模及び民間団体等からの交付申請額が予定を下回ったこと等により、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金を要することが少なかったこと等のため」とされている。平成 28 年度特別会計決算書（第 195 回国会提出）85 頁～86 頁参照。なお、エネルギー需給構造高度化対策費に占める温対税の割合はおおむね 4 割程度とされている。「地球温暖化対策のための税による環境効果の分析について」環境省税制全体のグリーン化推進検討委員会（平成 28 年度第 4 回）（平 29. 1. 13）配付資料

(1) 排出量取引制度のメリット

排出量取引制度のメリットとしては、事前に総排出量を決定し、それに基づいて排出枠を配分するため、より確実性をもって排出削減を見込める点である。この点において、温室効果ガスの排出量を削減するという目的が第一義的に来る場合は、炭素税よりも排出量取引制度の方が望ましいということになる。

また、オークションによる排出枠の配分の場合、オークション収入を用いて温室効果ガスの排出削減を行うことができ、炭素税と同様の二重の配当があることが挙げられる。

(2) 排出量取引制度のデメリット

排出量取引制度のデメリットとしては、複雑な制度設計を行わなければならない点が第一に挙げられる。導入に際し規定しなければならない事項の例として、①一定期間（遵守期間）の年数、②排出総量の目標水準、③交付方法、④交付対象主体、⑤取引方法、⑥排出量の算定方法（モニタリング方法）、⑦排出許可証³²保有量の変動状況の把握方法（トラッキング方法）、⑧一定期間内の排出量と期末における排出許可証保有量の照合方法（マッチング方法）、⑨期間内排出量が期末排出許可証を超えている場合の排出超過に対する法的措置、⑩逆に排出許可証保有量が排出量を超えている場合の余剰分の取り扱い、⑪モニタリングやトラッキングにおける虚偽報告に対する法的措置、等が指摘されている³³。

これらの事項を定めることは、既存の税制をベースに導入が可能な炭素税と比較すると、多大な労力と行政コストがかかると考えられる。また、これらの制度設計を行った上での排出量取引制度が、期待する効果を上げられなかった場合でも、一度制度設計をした以上、存続する可能性が大きいことが指摘されている³⁴。

また、全ての企業へのモニタリングは事実上不可能であるため、中小規模事業者に対して排出量取引制度を導入するのは難しく、適用対象が一定規模以上の事業者に限定される。

(3) 事例（EU-ETS）

ア 制度の概要

EU-ETSは、当初は、1997年に採択された京都議定書において、EU全体として課せられた1990年比8%の温室効果ガスの排出削減を行うために創設されたものであり、2005年～2007年を第1フェーズ、2008年～2012年を第2フェーズとし、現在、2013年～2020年までの第3フェーズの途中である。この間、数度にわたり制度改正が行われ、内容の拡充が行われてきた。以下、具体的な制度の概要を解説する。

(ア) 制度の対象範囲

EU-ETSの参加国は、EU加盟国28か国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの31か国である。対象となる温室効果ガスはCO₂、NO₂（二酸化窒素）、

³² 実際に事業者が排出枠を取引する際、事務的には政府が事業者に排出許可証を与え、市場で売買するとされる。なお、本稿では、説明の都合上、「排出許可証の取引」を単に「排出枠の取引」として説明しているが、3（2）の複雑な制度設計の解説に関しては書籍の引用によるため、「排出許可証」の用語を用いている。

³³ 細田衛士、横山彰『環境経済学』（有斐閣アルマ、2007年）221頁

³⁴ 有馬純『精神論抜きの地球温暖化対策ーパリ協定とその後ー』（エネルギーフォーラム、2016年）195頁

PFC（パーフルオロカーボン類）³⁵であり、対象部門は、発電部門、産業部門等の固定施設が中心で、2012年より航空部門が追加されている。これらにより、EU全域の温室効果ガス排出量の45%がカバーされている。

（イ）排出枠

EU-ETSの下では、排出枠は、グランドファザリング等による無償配分³⁶、オークションによる有償配分といった配分によるもののほかに、京都メカニズムであるCDM事業から生じるクレジット（CER）の償却、JI事業から生じるクレジット（ERU）の償却等によって得ることができ³⁷、排出枠は、EUAと呼ばれるクレジットで取引される。

排出枠の配分に関しては、第2フェーズまでは、欧州委員会の規則に基づき、各国において策定された計画に基づいていたが、第3フェーズからは、各国の計画ではなく、欧州全体で設定された上限（2020年に2005年の排出量比21%減）に基づいて配分されている。また、配分方法に関しては、第1フェーズでは、グランドファザリング方式による配分がほとんどであったが、第2フェーズ以降、オークションによる配分の占める割合が徐々に拡大し、第3フェーズにおいては、発電部門では、原則として、オークションが適用されている。

なお、排出枠は、第2フェーズまでに大幅な余剰が生じたため、第3フェーズからは毎年オークション配分の延期（バックローディング）が行われているほか、長期的な対策として2019年より余剰排出枠に一定の範囲を定め、その範囲に基づき毎年、排出枠をリザーブから放出するか繰り入れるかどうかを決定することで、余剰に対応する市場安定化リザーブ（MSR）³⁸を導入することになっている。

（ウ）罰則

対象施設は、配分及び取引の結果保持している排出枠に実際の排出量が収まらない場合、罰則が科されることとなる。第1フェーズにおいては、課徴金として40EUR/tCO₂が設定されたが、第2フェーズにおいて100EUR/tCO₂に引き上げられた。

イ 状況と評価

EUの排出量取引市場で取引されるEUA価格は、制度開始以降、大幅な変動を繰り返している（図表2参照）。

第1フェーズの排出枠は、産業界の負担を軽減する等の理由もあり余裕をもって配分された。その結果、初期のEUA価格は30EUR/tCO₂辺りの高値を付けたが、2006年4月

³⁵ NO₂、PFCは第3フェーズより対象に追加された。

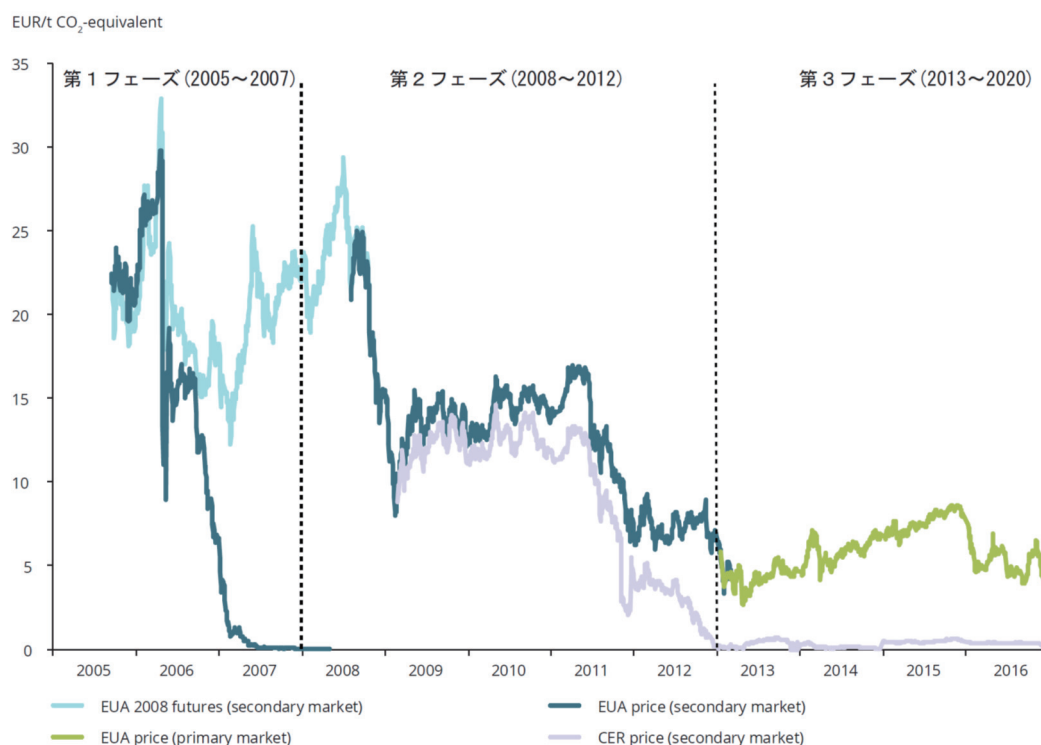
³⁶ 一部にベンチマーク方式（業種・製品に係る望ましい排出原単位に基づき排出枠を設定する方式）の無償配分も導入されている。

³⁷ CDM等のクレジットの活用については、第2フェーズより国ごとに上限が設定され、第3フェーズからは、特定のプロジェクト由来のものを制限するとともに使用量に上限が設定されている。環境省地球環境局市場メカニズム室「諸外国における排出量取引の実施・検討状況」（2016年9月）参照

³⁸ Market-Stability-Reserve 詳細は、European Commission “Market Stability Reserve” <https://ec.europa.eu/clima/policies/ets/reform_en>（平30.8.20最終アクセス）

なお、MSRについては、量をコントロールする排出量取引制度に価格介入を許すものであるとし、本来の趣旨に反しているとの意見がある。有馬純『精神論抜きの地球温暖化対策—パリ協定とその後—』（エネルギーフォーラム、2016年）194頁

図表2 E U A 価格等の推移



(出所) European Environment Agency “Trends and projections in the EU ETS in 2017” p.26 の資料を一部加工

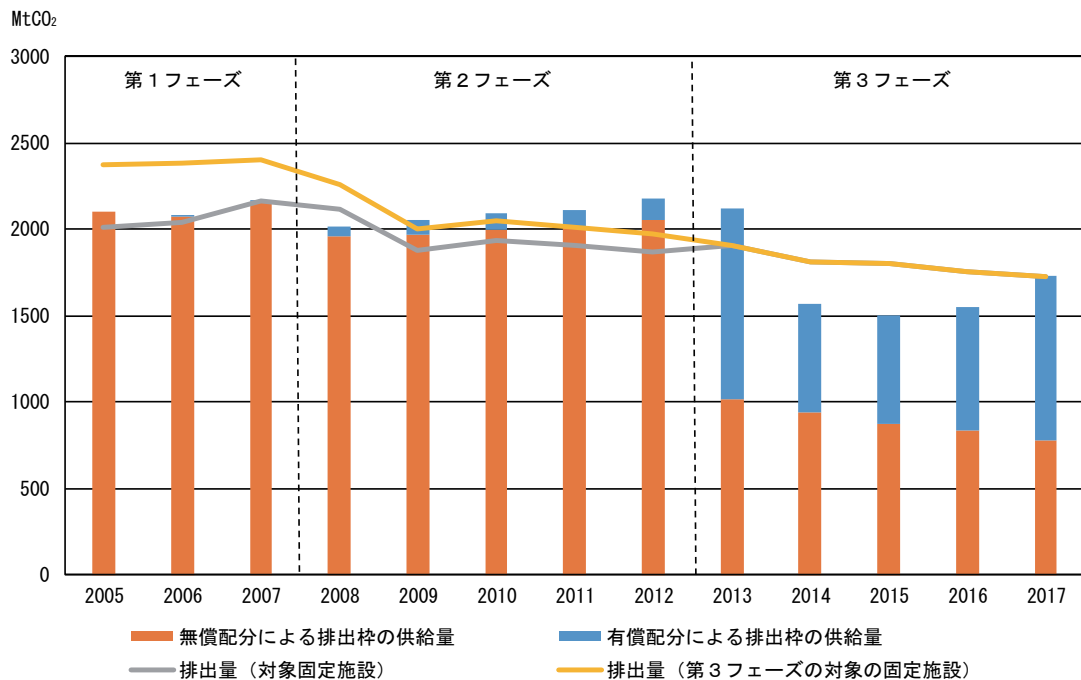
に 2005 年度の排出実績が年間配分量よりも大幅に少ないことが判明したこと、さらには、第 1 フェーズの排出枠を第 2 フェーズに引き継ぐことができないこともあり、排出枠の需要が大幅に低下し、E U A 価格はゼロ近くになった。なお、第 1 フェーズにおける温室効果ガス排出量は、欧州政府によって配分された排出枠の合計量を僅かに下回った。

第 2 フェーズでは、より厳しいキャップを設定した結果、2008 年における温室効果ガス排出量が配分された排出枠を超え、E U A 価格は 20EUR/tCO₂ 付近まで回復した。しかし、2008 年以降になると、米国の大手投資銀行の経営破綻を発端とする世界的金融危機の影響もあり、企業の経済活動そのものが減退したため、2009 年から 2012 年における温室効果ガス排出量が配分された排出枠を下回ったことや、第 3 フェーズより E U E T S の下で、適格条件を満たさなくなる C E R や E R U が駆け込みで使用されたこともあり、第 2 フェーズ後期には、E U A 価格は 7 EUR/tCO₂ 付近まで下落した。

第 3 フェーズでは、多くの余剰排出枠が存在することに伴い、導入されたバックローディング³⁹により、排出枠の需要と供給のバランスに大きな影響が与えられ、排出枠の供給過剰が小さくなったことや、国際クレジットの使用の急激な減少もあり、E U A 価格

³⁹ バックローディングがなければ、余剰排出枠は 2015 年比で 40%ほど増加していただろうと欧州委員会は分析している。European Commission “Market Stability Reserve”

図表3 EU-ETS下の対象固定施設における温室効果ガス排出量の推移



(注) データは全てEUTL (欧州連合取引ログ) に記録されたものである。
 (出所) European Environment Agency “EU Emissions Trading System (ETS) data viewer” より作成
 (2018年8月20日最終アクセス)

は上昇傾向にあったが、2016年初期に急落するなど価格の動きは不安定な状態が続いている。

このようなEUA価格の根本的な価格の低迷や大きな価格変動に対しては、企業の温室効果ガス排出量の削減インセンティブにつながらないことや企業の長期的な投資活動の減退等の問題点が指摘されている。一方で、カーボンプライシングの意義は炭素価格により社会全体にインセンティブが働くという点であり、EU-ETSが炭素秩序を形成したことに変わりはなく、大きな問題ではないとする意見もある⁴⁰。

温室効果ガス排出量(図表3参照)については、第1フェーズでは、対象固定施設の排出量は増加傾向にあったが、その後は対象固定施設を拡大しながらも低下傾向にあり、2015年におけるEU-ETS下の対象固定施設の温室効果ガス排出量は、2005年比24%削減を達成している。さらに、2005年以降、EU域内の総生産は増加しており、温室効果ガス排出削減と経済成長の両立(デカップリング)が実現している。ただしこれらの実績がEU-ETSの導入によってもたらされたものであるかは議論の余地がある。

上記のように、世界初の温室効果ガスによる排出量取引制度は、試行錯誤しつつ、より望ましい制度を模索している最中にあるといえる。

⁴⁰ 環境省「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」第1回(平 29.6.2)議事要旨における大塚委員(早稲田大学教授)の発言。一方で、大塚委員は、批判があるところでもあるため、今後カーボンプライシングを検討する際に、さらなる分析が必要とも指摘している。

図表 4 炭素税と排出量取引制度のポイント

	炭素税	排出量取引制度
価格	政府により価格が設定	排出枠の売買により価格が決定（価格が変動する）
排出量	不確実性あり	キャップにより排出量が固定
その他特徴	二重の配当あり 行政コストが小さい エネルギー多消費産業への負担が大きい	オークションの場合、二重の配当あり 行政コストが大きい 全事業者への制度適用は不可能

(注) 本稿 2、3 の内容をまとめたもの
(出所) 筆者作成

4. 近年の我が国の検討状況（カーボンプライシングのあり方に関する検討会）

（1）検討会設置の背景⁴¹

我が国では、2012年に温対税、FITが導入されたが、温対税の課税水準が低率であることや温暖化対策の中心が依然として企業の自主的取組であることを問題視し、より一層のカーボンプライシングの強化を目指す声もあった⁴²。

その後、2015年にパリ協定が採択されたのを受け、2016年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画には、我が国の2030年度目標（2013年度比で温室効果ガスを26.0%減）を達成するための施策が掲げられたほか、長期的目標として2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することが言及された。一方で、このような大幅な排出削減は「従来の取組の延長では実現が困難である」とされており、長期的目標を達成する手段として、カーボンプライシングが再び注目を集めるようになった。

2050年以降の長期的な戦略である長期低排出発展戦略の策定を見据えて、2017年3月に環境省中央環境審議会地球環境部会「長期低炭素ビジョン小委員会」で取りまとめられた長期低炭素ビジョンでは、カーボンプライシングについて「脱炭素社会実現に向けて有効かつ必要である」可能性があるとした上で、「具体的な検討を深める時期に来ている」とされた。また、同月、長期低炭素ビジョン小委員会に出席したノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリッツ教授は、総需要が不足している日本において、グリーン経済を創出する炭素税の導入はメリットが大きいとする趣旨の意見を述べている⁴³。

こうした状況もあり、カーボンプライシングの活用のあり方について、大局的な見地から論点を整理し、様々な方向性について検討を加える目的で、2017年6月に有識者による「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）が環境省に設置された。

⁴¹ 2012年以前の検討経緯は1（3）参照

⁴² WWF ジャパン 「【緊急声明】平成26年度税制改正に向けた自動車課税・地球温暖化対策税に関するNGOからの要望」（平25.12.6）等<<https://www.wwf.or.jp/activities/statement/1660.html>>（平30.8.20最終アクセス）

⁴³ 環境省中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会（第14回）（平29.3.16）

(2) 検討会の取りまとめ

検討会は全9回構成で進められ、有識者からのヒアリング等も行いつつ、それぞれの制度の比較や諸外国の事情等も含め、包括的な検討が行われた。その後、2018年3月に「「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」取りまとめ～脱炭素社会への円滑な移行と経済・社会的課題との同時解決に向けて」（以下「取りまとめ」という。）が公表された。

取りまとめでは、気候変動問題と経済・社会問題の「同時解決」を実現するために炭素生産性（GDP・付加価値/炭素投入量）に着目し、炭素生産性の改善の手段として、カーボンプライシングが有効であるとされている。また、詳細な制度設計に関しては、経済への影響等を考慮しつつも、①炭素税（社会の隅々に対して、行動変容を促す安定した価格シグナルを付与）、②排出量取引+炭素税（多量排出事業者に対して、確実な排出削減を求める）、さらに、①、②の代替策若しくは併用する手法として、③直接規制（長期大幅削減の達成に向けて新たな規制を導入）、の3つの手法が、今後具体的な制度設計を検討していくに当たっての方向性として提示された。

(3) 検討会後

検討会の取りまとめ後の2018年3月16日、環境省は、長期低排出発展戦略の策定に向けて「長期大幅削減に向けた基本的考え方」を公表した⁴⁴。同文書では、目指すべき方向性として「価格シグナルによる市場の活力最大化」を掲げており、カーボンプライシングの導入を目指すことが示唆されている。6月には中川環境大臣が、中央環境審議会にカーボンプライシングについて諮問し⁴⁵、地球環境部会内に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が設置され、7月30日に第1回が開催された⁴⁶。

また、中川環境大臣の国会における発言に関しても、検討会の取りまとめ後では「環境省といたしましては、今後も関係者とも丁寧に議論しながらカーボンプライシングについて前向きに検討を進めてまいりたい」⁴⁷との答弁であったのに対し、6月に行われた参議院環境委員会では「長期戦略の中に盛り込んでいけるよう、今後、前向きに議論を進めていきたい」⁴⁸とより踏み込んだ発言をしている。

一方、2017年に経済産業省が公表した長期地球温暖化対策プラットフォームの報告書では、「現時点で、排出量取引や炭素税といったカーボンプライシング施策を追加的に行うことが必要な状況にはない」⁴⁹とされていることから、経済産業省としては、導入に慎重な姿勢を示すことが考えられる。

⁴⁴ 環境省「長期大幅削減に向けた基本的考え方」（平30.3.16）〈http://www.env.go.jp/press/y0618-22/mat01_1.pdf〉（平30.8.20最終アクセス）

⁴⁵ 「カーボンプライシングに関する中央環境審議会への諮問について」（平30.6.15付け環境省報道発表資料）〈<http://www.env.go.jp/press/105595.html>〉（平30.8.20最終アクセス）

⁴⁶ 「中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会の設置及び第1回の開催について」（平30.6.29付け環境省報道発表資料）〈<http://www.env.go.jp/press/105667.html>〉（平30.8.20最終アクセス）

⁴⁷ 第196回国会参議院環境委員会会議録第4号26頁（平30.3.22）

⁴⁸ 第196回国会参議院環境委員会会議録第12号30頁（平30.6.14）

⁴⁹ 経済産業省『長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書ー我が国の地球温暖化対策の進むべき方向ー』（平29.4.7）62頁

5. 我が国のカーボンプライシング導入に際し留意すべき論点

これまでカーボンプライシングの概要や事例の説明を行いつつ、我が国での検討経緯を紹介してきた。本節では、我が国におけるカーボンプライシングの検討において、しばしば議論のポイントとなる事項を解説する。

(1) エネルギー需要の価格弾力性

先述の通り⁵⁰、カーボンプライシング、特に価格に直接的な影響を与える炭素税の効果は、エネルギー需要に対する価格弾力性の大きさに左右される。我が国では、短期的には特に産業部門において、エネルギー需要の価格弾力性が非常に低いとされているため（図表5参照）⁵¹、炭素税を導入しても、価格効果に関しては、温室効果ガスの排出削減にあまり寄与しない可能性がある。

この点に関して、何人かの環境経済学者等⁵²から、長期的な価格弾力性を見れば、必ずしも低いとはいえないとの主張がなされている。この理由は、価格上昇によるエネルギー需要への波及経路のうち、耐久消費財をエネルギー効率の高い機器に買い換えるといった行動は、長期的に見なければ現れないとされるためである。我が国のエネルギー需要の長期的な価格弾力性に関しては、炭素税や課徴金が採用されている諸外国での推定値と比べても大差のない大きさであるとの指摘があり⁵³、長期的に見た場合においても、炭素税の価格効果が低いかどうかは議論の余地がある⁵⁴。

ただし、長期的なエネルギー需要の価格弾力性に関しては、使用されるモデル等によって大きく結果が異なる⁵⁵。

図表5 我が国のエネルギー需要の価格弾力性の事例

推計期間	産業部門		家庭部門		業務部門		運輸部門	
	短期(当期)	長期(12年)	短期(当期)	長期(10年)	短期(当期)	長期(12年)	短期	長期
1982-2014年	▲0.03	▲0.37	▲0.17	▲0.46	▲0.26	▲0.61	▲0.02(旅客)	▲0.40(旅客)
							▲0.02(貨物)	▲0.15(貨物)

(出所)『地球温暖化対策のための税の環境効果について(経過報告)』(税制全体のグリーン化推進検討会平成28年度第2回)(平28.7.28)等より作成

⁵⁰ 本稿2(2)参照

⁵¹ 我が国において少なくとも短期的には、エネルギー需要の価格弾力性が極めて小さい理由として、オイルショックなどに伴い制定された省エネ法によって、既に世界最高水準のエネルギー効率を実現しており、価格を上昇させたところで、エネルギー需要を減少させる余地があまりないこと等が考えられる。

⁵² 天野明弘神戸大学・関西大学名誉教授等

⁵³ 天野明弘「わが国におけるエネルギー需要の価格弾力性再推定結果について」(中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会第2回グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会配付資料)(平20.9.16)<<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y164-02/mat01.pdf>>(平30.8.15最終アクセス)

⁵⁴ エネルギーの長期価格弾力性の値であっても非常に小さいことを指摘する意見もある。手塚宏之「カーボンプライシングをめぐる議論の行方」『地球環境とエネルギー』第51巻第5号(平30.5.1)21頁等

⁵⁵ 例えば、日本エネルギー経済研究所の試算では、産業部門の長期の価格弾力性は▲0.160とされるなど、図表5の試算よりも低い結果となっている。日本エネルギー経済研究所『国内外のカーボンプライス』(平29.1.31)

(2) 排出削減とイノベーションとの関係

カーボンプライシングを導入すると、エネルギーコストの上昇につながるため、我が国企業の国際競争力の低下等、経済への影響が懸念されている⁵⁶。

その一方で、カーボンプライシングの導入により、温室効果ガス排出量の削減のみならず、経済成長をもたらすとする考えもある⁵⁷。炭素税等の二重の配当による経済の効率化や価格シグナルによる低炭素技術への投資の増加等が根拠と考えられており、環境省の検討会の取りまとめでは、「カーボンプライシングの導入により、温室効果ガスの排出削減のための設備投資など中長期的視点における投資機会を創出することで、経済成長に結びつける」⁵⁸としているほか、ジョセフ・スティグリッツ教授もカーボンプライシングの導入が経済成長の強化につながると述べている⁵⁹。実際にEUでは、EU-ETS導入後、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させているといった事例がある⁶⁰。

ただし、低炭素化への投資が、他の投資を抑制（クラウドディング・アウト）し、社会全体で見れば生産性を下げる可能性もあり得るとする意見⁶¹や、一般にカーボンプライシングの水準が低いとされている我が国が、グリーンイノベーション関連技術の特許件数で出願人国籍別特許件数で欧州全体よりも高いとされているとの意見⁶²もあることから、カーボンプライシングと経済成長の関係に関する検証を引き続き行う必要があると考えられる。

(3) エネルギー政策との関係

我が国の温室効果ガスの排出量は、約9割がエネルギー起源であるため、カーボンプライシングの導入に際しては、エネルギー政策との関係を考慮する必要がある、そのためには、3E+S⁶³と呼ばれる我が国のエネルギー政策の原則に沿ったものである必要がある。

この場合、環境以外の要素も含めてカーボンプライシングの導入を考慮するため、エネルギー安全保障環境が厳しい我が国にとっては導入に関して大きなハードルとなり得るものである。環境省の長期低炭素ビジョン小委員会で公表された長期低炭素ビジョンにおいては、エネルギー政策と密接に連携しつつ、パリ協定に沿った対応を強力に進めていくことが重要であると述べられており、長期目標達成に向けたカーボンプライシングの導入は

⁵⁶ 環境省『カーボンプライシングのあり方に関する検討会』第5回（平29.10.13）日本経済団体連合会提出資料等

⁵⁷ このような考え方に関連するものとして、1991年に米国の経営学者であるマイケル・ポーターにより提唱された「適切に設計された環境規制は、費用削減・品質向上に繋がる技術革新を促進し、その結果、国内企業は国際市場において競争上の優位を獲得する一方で、国内産業の生産性も向上する可能性がある」とするポーター仮説がある。

⁵⁸ 環境省「取りまとめ」（平30.3）39頁～40頁参照

⁵⁹ 前掲注43参照

⁶⁰ ただし、経済成長がカーボンプライシングによって引き起こされたかどうかは議論の余地がある。

⁶¹ 前掲注49報告書52頁

⁶² 有馬純『カーボンプライシングに関する諸論点』（21世紀政策研究所、2017年）36頁～37頁

⁶³ 安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率性の向上（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）を考慮してエネルギー政策を進めていくとする考え方であり、我が国のエネルギー政策の基本的視点であるとされる。2018（平成30）年に閣議決定された第5次エネルギー基本計画でも盛り込まれた。

3 E + S 中の環境の要素をどれほど重視するかに左右される⁶⁴。

(4) 実効炭素税率とカーボンプライスの考え方

我が国のカーボンプライシングを導入すべき根拠として現在導入されている炭素税価格が非常に低いことが挙げられている。世界銀行の報告書では、我が国が導入しているカーボンプライシングとしては、温対税のみがカウントされているため、3 US \$ / tCO₂とされており、この数値自体は諸外国と比較して低い水準にあるといえる（1（2）の図表1⁶⁵参照）。

一方、OECDは、炭素税、排出枠価格、エネルギー諸税を合わせた実効炭素税率と呼ばれる指標を用いて比較している。OECDでは、1トン当たりのCO₂排出量によってもたらされる気候変動の被害額を控えめに見積もって30EURとしているが⁶⁶、我が国において実効炭素税率が30EUR/tCO₂以上で課税されるエネルギー起源CO₂は16%ほどであり、部門別に実効炭素税率の課税額を見ると、道路運送部門では、諸外国と比べて中位程度、産業部門、業務・家庭部門、電力部門は低位となっている。

さらに我が国の経済界は、企業等の行動は、税負担額のみならず、エネルギー全体の価格を認識した上で判断されることから、そもそものエネルギー本体価格を加え、温室効果ガス排出量で割ったカーボンプライスで比較する必要があるとしている⁶⁷。経済産業省に設置された長期地球温暖化対策プラットフォームは、我が国のカーボンプライスの水準が世界的に見ても高価であり、これ以上の負担はかえって企業の成長を阻害する可能性があることからカーボンプライシングの導入が必要な状況ではないとしている⁶⁸。

ただし、実効炭素税率及びカーボンプライスは、CO₂排出量比例の負担になっていないことに留意する必要がある、それぞれの指標の特徴を踏まえた議論が重要になる。

(5) カーボンリーケージ

カーボンプライシングを導入した際に、企業がよりエネルギーコストの小さい諸外国に移転することや、国内での生産物が諸外国からの輸入に置き換わるといったカーボンリーケージの発生が懸念されている。世界銀行によると、カーボンリーケージは有意なレベルでは発生していないとされているほか、環境省の検討会の取りまとめでは、カーボンリー

⁶⁴ 環境省中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会『長期低炭素ビジョン』62頁。なお、この点に関して、長期低炭素ビジョン小委員会委員長の浅野直人福岡大学名誉教授は、低炭素ビジョンでは遠慮がちでありながらも「中期目標は確かに3EプラスSであろうけれども、長期目標がそれであっていいんだらうかと、やはり環境という切り口からしっかり考えるということが必要だということ」を書いたと述べている。第196回国会参議院環境委員会会議録第10号23頁（平30.5.31）参照

⁶⁵ WORLD BANK GROUP “State and Trends of Carbon Pricing 2018” p.21

⁶⁶ OECD “Effective Carbon Rates—Pricing CO₂ through Taxes and Emissions Trading Systems—” 2016, p.23

⁶⁷ 例えば、日本経済団体連合会『今後の地球温暖化対策に関する提言』（平29.10.17）15～16頁等

⁶⁸ IEA（国際エネルギー機関）の報告書『IEA加盟国のエネルギー施策：日本に関する2016年の詳細報告』においては、炭素税が汚染者負担の原則に整合的としつつも、「エネルギー価格の税抜価格が高い状況下では、その経済的影響を慎重に検討することが重要」としている。IEA『IEA加盟国のエネルギー施策：日本に関する2016年の詳細報告』（2016年）39頁

ケージによって、世界全体での温室効果ガスの削減の目的に矛盾する結果を招かないよう留意しつつも、制度設計の中で対応できることや、近年、導入を進める国が増加していることから、そのリスクは低下しているとの意見⁶⁹があったことが紹介されている。

一方、経済産業省に設置された長期地球温暖化対策プラットフォームの報告書によると、EU-ETSの導入後、2005年～2007年には、域内のCO₂排出量はほぼ横ばいであるのに対し、消費ベースCO₂排出量が増加していることから、域内生産が域外からの輸出に置き換わるカーボンリーケージが発生したとされているほか、国境調整措置等の対応は、国際交渉や貿易紛争等の観点から、極めて高い困難性が伴うとしている⁷⁰。

6. おわりに

カーボンプライシングをめぐる議論は、これまで国会や環境省、経済産業省等の内部に設置された検討の場で数多くなされてきたが、依然としてその是非は定まらず、それぞれの議論の場によって出される結論は大きく異なっている。この理由として、温室効果ガス排出削減の決定打が定まらない状況の中、カーボンプライシングのいくつかの論点において賛成派と反対派の議論がかみ合っていないほか、それぞれの立場の主張に固執しているために、妥協点を探るという作業があまりなされなかったことにあるように見受けられる。

このような温室効果ガス排出削減の施策の一つであるカーボンプライシングの見解の相違が、結果として2020年までに提出することとされている長期低排出発展戦略の策定の遅れにつながっているとする指摘もあり⁷¹、カーボンプライシングの議論は、なるべく早期の段階で一定の道筋をつける必要がある。

2018年8月3日、内閣総理大臣官邸において、1回目の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」が、安倍総理大臣出席の下開催された。今後、懇談会において出される提言に沿った形で我が国の長期低排出発展戦略が策定されるものと考えられる。懇談会には、見解の相違が大きいカーボンプライシングの議論を収束させ、より実効性の高い長期低排出発展戦略の策定につながる提言を出す役割が期待される。

(こうざい つねき)

⁶⁹ 環境省『取りまとめ』（平30.3）44頁～45頁参照。

⁷⁰ 前掲注49報告書50頁～51頁参照

⁷¹ 『毎日新聞』（平30.8.4）。長期低排出発展戦略は、2016年のG7伊勢志摩サミット首脳宣言において、2020年に十分に先だって提出することにコミットしており、2018年8月現在、G7加盟国で未提出なのは日本とイタリアのみである。